船橋市住居表示実施基準

本市における住居表示は、街区方式を採用し、次の基準により実施するものとする。

第1 住居表示の実施基準

1 町の区域の合理化

街区方式によって住居を表示しようとする場合において、その区域内の町の区域 に次の各号に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態等に即 しつつ、できるだけこれに適合するように、その町区域の合理化に努める。

(1) 町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、 水路等によって定める。この場合、境界線は、道路、鉄道若しくは軌道の線路に ついてはその側線とし、河川、水路についてはその中心線とする。その他これに よりがたいときは、土地の形状によって適宜定める。

(2) 町の形状及び規模

- ① 町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成するものであること。
- ② 町の規模は、当該地域の用途地域及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように留意し、おおむね100,000 平方メートルから300,000 平方メートルまでの大きさで定める。なお、公共施設等のある敷地、公園、神社、田園、丘陵等のある住宅地域については、その状況に応じて適宜大きさを定める。

2 町の名称の決め方

1による町の区域の合理化のため、新しく町を設け又は町の名称を変更する場合においては、その町の名称は、次の基準による。

- (1) できるだけ従来の町の名称(当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を含む。)に準拠して定めることを基本とする。
- (2) 本市の区域内で、同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じる場合等(1)の基準により難いときは、常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにする。
- (3) 町の名称として丁目をつける場合においては、その利害得失を十分検討のうえ 行うものとする。なお、丁目の数はおおむね4・5丁目程度にとどめることを基本 とする。

3 街区割り

- (1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとする。
- (2) 私道によって画する場合は、当該私道が公衆用道路として利用されているものなど、容易に変更されないものを採用する。
- (3) (1) 及び(2) により画する場合は、その街区の規模が広大で住居表示の単位 として適当でないときは、その街区内の恒久的な施設を利用して画することもさ しつかえない。
- (4) 道路等で画した街区が狭小につき、住居表示の単位として適当でなく、隣接の 街区と合わせた方が良いと認められるものについては、両者をもって1つの街 区とすることもさしつかえない。
- (5) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を 勘案して定めるものとする。1街区の規模は、面積は3,000平方メートルから 5,000平方メートルまで、戸数は30戸程度を基本とする。

4 街区符号のつけ方

街区符号は、数字を用い、JR 船橋駅にもっとも近い街区を起点として、蛇行式等により順序よくつけることを基本とする。

5 住居番号のつけ方

- (1) 住居番号は、住居表示台帳として作製される地図に基づいて次の基準により建物その他工作物(以下「建物等」という。)につけるものとする。なお、別の方法をとることにより、当該建物等の住居番号の重複を防ぐことができる場合は、一定の基準により順序よく住居番号をつけるものとする。
 - ① JR 船橋駅に近い街区の角を起点とし、原則として右廻りに街区の境界線をあらかじめ一定の間隔(以下「フロンテージ」という。)に区切り、住居番号の基礎となるべき番号(以下「基礎番号」という。)をフロンテージに順次つける。
 - ② フロンテージは、原則として 10 メートルから 15 メートルまでの間で定める。
 - ③ 街区の一片に②で定めるフロンテージに2分の1未満の端数が生じたときは、原則として直前のフロンテージに加える。
 - ④ 住居番号は、次の各号に該当する基礎番号をもって当該建物等の住居番号と する。
 - ア 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合は、当該 出入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号
 - イ 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、当 該建物等から道路への主要な通路が街区の境界線と接するところにつけられ ている基礎番号

- ウ 建物等の出入口又は通路の中心が 2 つの基礎番号の境目にあたる場合は、 原則として若い数字の基礎番号
- エ 建物等に主要な出入口又は通路が2つ以上あるときは、市長の確定により、 主要な出入口又は通路を1つ選定して、その出入口が接し、又は通路が通じ ている街区の境界線上の基礎番号
- オ 一街区の全部を1つの建物等が占めている場合においても(1)によるものとし、当該建物等の主要な出入口が接している基礎番号
- (2) 住居番号が重複する場合又は将来的に重複することが予測される場合は、枝番号をつけた住居番号をつけることができる。
- 6 住居表示のしかた
- (1) 5 (2) を除く住居表示のしかたは、次の例によるものとする。



(注) 上記の表示を略記する場合には、次の例によるものとする。



(2) 5 (2) の住居表示のしかたは、次の例によるものとする。



(注) 上記の表示を略記する場合には、次の例によるものとする。



7 団地における住居表示の特例

地方公共団体、都市再生機構、会社等がある一定の区域をもった一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域(以下「団地」という。)における町名、街区割り、住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、次のとおりとする。

(1) 町名

2に定めるほか、団地のみの地域の町名には、○○団地又は○○団地○丁目と

いう呼称を用いてもさしつかえない。

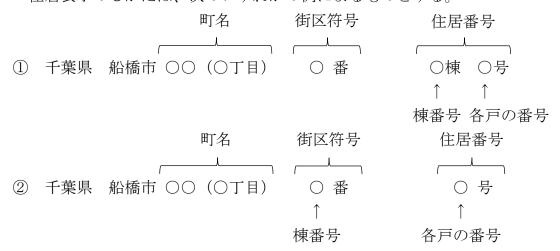
(2) 街区割り

- ① 街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮し、原則として幅員おおむね 4メートル以上の道路 (一般交通の用に供する道路) によって画された区域を もって一街区とする。
- ② ①の街区の中には団地設計によらない他の建物等がいりくんで存在する場合には、その建物等も含めて街区を画することが適当である。
- ③ 団地の状況から適当と認められるときは、各棟の存する区域をそれぞれ一街 区とすることもさしつかえない。

(3) 住居番号のつけ方

- ① (2) ③により街区割りをする場合を除き、棟番号と各戸の番号とを合わせて 住居番号とする。
- ② 棟番号は、JR 船橋駅にもっとも近い建物等を起点として一定の基準により順序よくつけるものとする。ただし、すでに棟番号(棟符号を含む。)が一定の基準によって順序よくつけられているものについては、そのまま用いてもさしつかえないものとする。
- ③ 各戸の番号は、一定の基準により順序よくつけるものとする。
- ④ 連続住宅又は共同住宅以外の建物等の住居番号については、当該街区の建物等につけられる棟番号とまぎらわしくないように留意して、5によりつけるものとする。これにより難い場合は一定の基準により順序よく住居番号をつけること。
- ⑤ (2) ②の団地設計によらない他の建物等の住居番号のつけ方は、5の例によるものとするが、当該街区の建物等につけられる住居番号とまぎらわしくならないよう留意する。
- (4) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次のいずれかの例によるものとする。



8 中高層建物の住居表示の特例

団地設計によらない地上3階以上の建物等(以下「中高層建物」という。)に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗又は事務所の用途に供するもの並びに倉庫その他の建物等としての用途に供することができるもので住居番号をつける必要があると思われるものの住居番号のつけ方及び住居表示のしかたは、次のとおりとする。

(1) 住居番号のつけ方

- ① 建物等の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居 番号とする。この場合、各戸の番号は、一定の基準により順序よくつけるもの とする。
- ② 一街区の中にある中高層建物については、一定の基準により順序よく棟番号がつけられている場合には、7の団地の住居番号のつけ方に準じ、棟番号をもって住居番号とすることはさしつかえないものとする。

(2) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例によるものとする。

なお、次の例で住居を表示することにより、当該建物等と同じ住居番号がすで に生じているなどの理由から、周囲の建物等と住居番号が混乱するおそれがある ものについては、6(1)による住居表示のしかたとしてもさしつかえない。

① (1) ①の場合



② (1) ②の場合



9 住居表示台帳

住居表示を行う区域についての正確な地図に基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置及びその出入口又は通路を表示した住居表示台帳を作製し、保管する。

住居表示台帳は、原則として縮尺 500 分の 1 によるものとし、都市計画図等を基礎として街区ごとに作製する。この場合には、各街区の位置図を町単位に作製し、町単位につづられる街区の図面の上に添付する。

第2 表示板の基準

1 表示板の原則

住居表示を行う区域の町の名称及び街区符号を記載した表示板(以下「街区表示板」という。)を設ける場合並びに建物等の所有者、管理者又は占有者が住居番号を記載した表示板(以下「住居番号表示板」という。)を表示する場合は、次の原則による。

- (1) 表示板は、読みやすくわかりやすいものであり、環境全般にわたるデザインの 一環として街を美しくみせるものとすること。
- (2) 表示板の材質は、本市の風土、主要産業等、本市の背景を尊重したうえで、耐候性のあるものを選ぶ。
- (3) 表示板は、交通標識等、他の公的な表示板と一見して区別できるものとすること。
- (4) 表示板は、各種の設置条件に対応しうるものであり、ある程度量産でき、安価 に作られるものとすること。

2 街区表示板

街区表示板を設置する場合には、次によるものとする。

(1) 設置場所

街区表示板は、歩行者、諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角付近の電柱等にはりつけ、原則として街区表示板の下端が地上おおむね1.6メートルになるようにする。この場合において、街区表示板の周辺1メートル以内に他の表示板等がないよう留意する。

(2) 寸法及び表記

寸法は、縦 660 ミリメートル、横 120 ミリメートルとし、市名、町の名称、街 区符号等を表記する。

- (3) 文字及び数字の書体
 - ① 町名等に使用する文字の書体は、「中角ゴシック体」を用いる。
 - ② 街区符号等に使用する数字は、アラビア数字とし、その書体は、ユニバース・メデュゥムを用いる。
- (4) 色彩

表示板は、(6)②によりイラスト等を表示する場合を除き、二色をもって構成し、 一色は地色とし、他の色は文字、数字、その他とする。なお、地色と文字、数字、 その他の配色は、視認度が高く、街区表示板の設けられる場所の環境と調和する ものでなければならない。

(5) 材質

街区表示板は容易に腐朽又は褪色しない材質のものにより作製する。

(6) その他

- ① 国際観光等の点で便宜をはかる意味から町の名称をローマ字によって表示しようとする場合は、語頭に大文字を、その他には小文字を用い、そのつづり方は昭和29年12月9日内閣告示第1号「国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方を定める告示」により、行うものとする。ローマ字及び数字の書体は、ユニバース・メデュウムを用い、色彩等については街区表示板の例によるものとする。
- ② 街区表示板にはイラスト等をいれることができる。

3 住居番号表示板

建物等の所有者、管理者又は占有者が住居番号を表示する場合には次によるものとする。

(1) 表示場所

住居番号表示板は、門柱又は玄関のおおむね 1.6 メートルの高さの歩行者から 見やすい場所につけるものとする。

- (2) 寸法及び表記
 - ① 寸法は、原則縦 60 ミリメートル、横 120 ミリメートルで、横の表記とした ものを用いる。
 - ② 建物等の所有者等が上記の住居番号表示板によらない表示をしようとする場合(たとえば建物等の壁面へのうめこみ、数字のみの取付あるいは建物等に直接塗書する等による場合)にあっても、その表記は上記によるよう努める。
- (3) その他
 - ① 数字の書体、色彩、材質等については、街区表示板の例による。
 - ② 中高層建物の棟番号がつけられている場合にその棟番号を表示しようとするときは、他の棟番号の設置場所と関連をもたせて一定の場所に歩行者から見やすいように整然とつけるものとする。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。